

平成19年5月31日

茨城県警察留置施設及び被留置者の処遇に関する訓令

(概要)

本訓令は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）等に基づき、留置業務の適正な管理運営及び被留置者の処遇の適正を図ることを目的として、

- 管理運営
- 留置
- 看守
- 物品の貸与等自弁
- 金品の取扱い
- 保健衛生及び医療
- 休養衛生
- 書籍等の閲覧
- 規律及び秩序の維持
- 外部交通
- 不服申立て

等について定めている。